

いじめ防止基本方針

長崎県立諫早特別支援学校

1 はじめに

めざす児童生徒像

- 心身ともに健康でたくましく生きる児童生徒
- 思いやりの心もち、心豊かに生活する児童生徒
- 夢や願いに向けて挑戦し、社会に貢献する児童生徒

本校は、上記の児童生徒像の実現に向けて、全校児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送り「安心して学習に取り組める」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

（平成25年6月28日 いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめに対する基本的な姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「いじめ防止基本方針」を策定した。本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- ① いじめを許さない、見過ごさない、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ② 児童生徒、教職員の人権感覚を高め、児童生徒一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ④ いじめの問題については、学校と家庭との共通理解を基に指導する。

学校では、「いじめ」や「不快な気持ち」等を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守ろうという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

【いじめの様々な態様】

○冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定される。
- ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。

○仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

○ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
- ・殴られる、蹴られるが繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

○金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・脅され、お金を取られる。
- ・靴に画鋲やガムを入れられる。
- ・写真や鞆、靴等を傷つけられる。

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・万引きやかつあげを強要される。
- ・大勢の前で衣服を脱がされる。
- ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる。

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。
- ・直接的にかかわっていなくても、傍観者として見て見ぬふりをしたり、おもしろがったりする。

3 取組の具体例

(1) いじめを許さない、見過ごさない、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

- ①係活動などを通じて、集団ルールの確立と浸透に努める。
- ②あいさつ運動など、児童生徒が互いに認め合い協力して取り組む児童生徒会活動を展開する。
- ③担任による面談を充実させ、児童生徒一人一人の理解に努める。
- ④カウンセラーの部屋（おしゃべりルーム）を設置し悩みをいつでも相談できる環境を作る。
- ⑤学年会や職員研修等を通して、日頃から児童生徒についての情報交換を密に行う。

(2) 児童生徒一人一人の自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①運動会や文化祭などの行事を通して児童生徒が主体的に活動し達成感が得られる手立てを工夫する。
- ②児童生徒に対する多面的な理解と評価、児童生徒への人権を配慮した言葉づかいなど、教師の指導のあり方を工夫する。

(3) いじめの早期発見・解決のための具体的な手段を講じる。

- ①児童生徒の日々の表情や変化をこまめに観察し、いじめの早期把握に努める。
- ②「いじめ調査アンケート」を実施し、いじめや悩み、人間関係の早期把握に努める。
- ③「いじめ調査アンケート」は、言葉で表現できなかったり、ソーシャルスキルが未熟だったりする児童生徒の場合でも、担任の観察で実施し、全児童生徒を確認する。
- ④「おしゃべりボックス（相談ポスト）」を設置し、言い出せない児童生徒へも配慮する。
- ⑤いじめ問題について、具体的な対応と指導のあり方を決定するために「いじめ対策委員会」を組織する。

(4) 学校と家庭の共通理解を基に指導する。

- ①三者面談や家庭訪問等を通して、家庭と学校の共通理解に努める。
- ②親睦を深めるためのPTA行事を企画、実施する。
- ③「個別の教育支援計画」などを活用し、学校、家庭、寄宿舎、関連機関などが連携して、個々に応じた適切な支援を行う。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 委員会

①いじめ対策委員会

○いじめ問題について、具体的な対応と指導のあり方を決定するため、必要に応じて開催する。

○構成員：副校長 部主事 生徒指導主事 生活指導主任 教務主任 カウンセラー

関係職員（担任 担当寄宿舎指導員 寄宿舎生活部担当）PTA会長 PTA副会長

②生活指導委員会

○いじめ防止や解決のための方針や手立ての検討をするため、必要に応じて開催する。

○構成員：副校長 教頭 該当部主事 生徒指導主事 生活指導主任 カウンセラー
関係職員（担任 舎務主任 担当寄宿舍指導員 寄宿舍生活部担当 等）

(2) 校務分掌

①生活安全部

○生活指導、生徒会指導、職員研修、アンケート調査等の「いじめ予防対策」に関する企画運営を行う。

○必要に応じて「いじめ対策委員会」「生活指導委員会」を企画する。

②教育支援部

○個別の教育支援計画、おしゃべりルーム、おしゃべりボックス等の管理運営を行う。

5 いじめの発見から早期解決に向けての取組

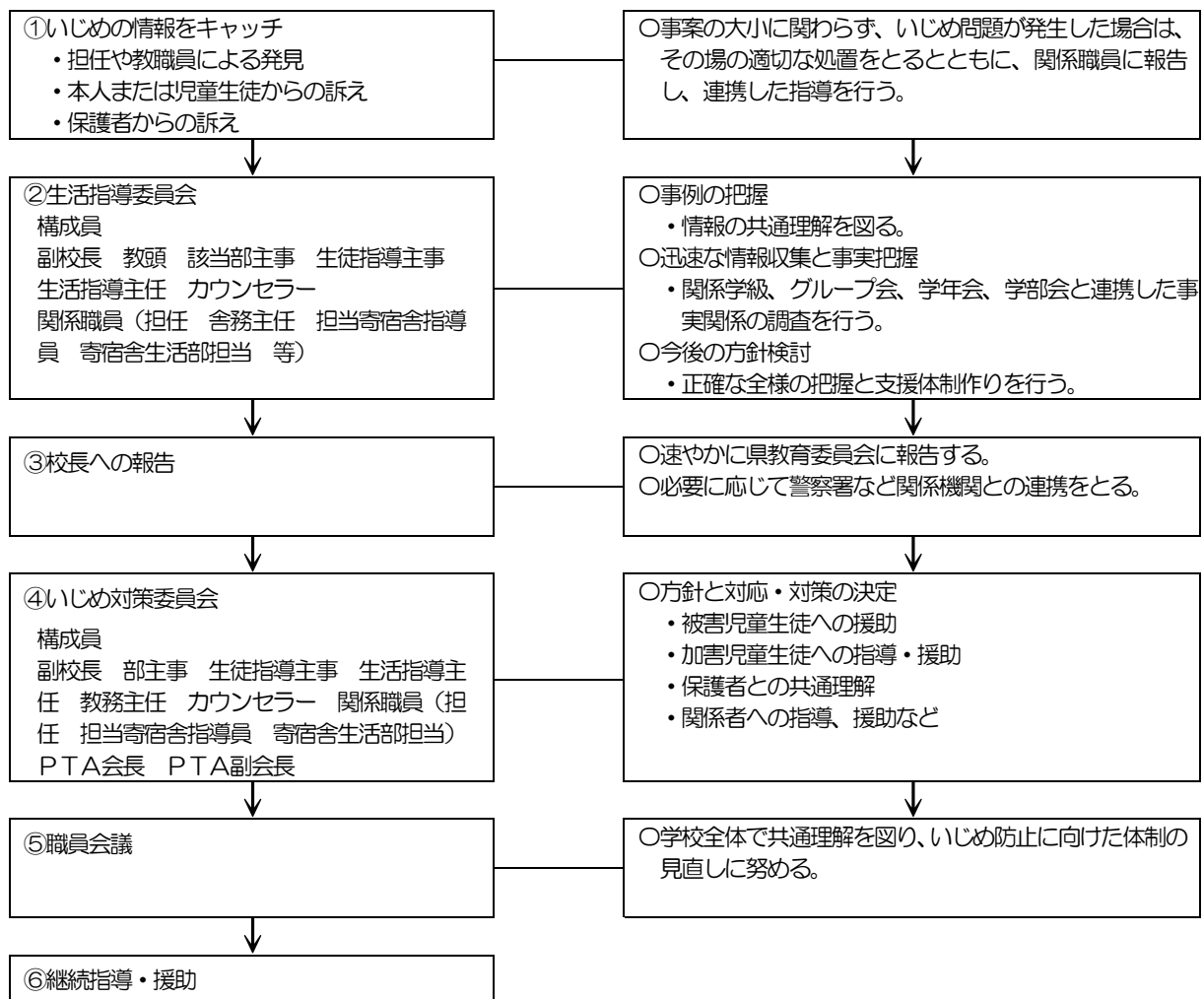
(1) いじめ問題発生からの対応

①いじめ問題を発見した時は、情報収集を綿密に行い、事実を確認し、校長以下すべての教員が迅速に行動し解決にあたる。

②いじめ問題を発見した時は、いじめ被害者の安全を優先すると共に被害者・加害者双方の保護者へ適切な情報提供を行い、いじめ問題解決への理解と協力を要請する。

③いじめ被害者及びいじめ加害者の心のケアのために、関係職員全員が協力して事後指導を行う。

(2) いじめ問題発生後の対応の流れ



6 重大事態への対処

(1) 重大事態の概要

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめを発見したもしくは保護者から報告を受けた教職員が、担任、部主事に報告。その後部主事から教頭、校長へ報告する。
- ②いじめ対策委員会を開催し、情報の確認及び今後の対応についての協議をする。
- ③教育委員会への報告へ報告する。
- ④事実関係を明確にするために、必要な調査を行う。
- ⑤児童生徒及びその保護者に対して重大事態の事実関係等、その他必要な情報を提供し、今後の対応について必要に応じて検討をする。

7 公表・点検・評価

- (1)「いじめ防止基本方針」をホームページで公開する。
- (2) 学校評価において、いじめへの取組を保護者、児童生徒、所属職員で評価する。
- (3) 年間の取組について学校評議員会において報告し、意見を求める。

8 その他

(1) 外部の相談機関

○24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）

TEL：0120-0-78310（なやみ言おう） 24時間対応

○メール相談窓口：詳細は以下の手順で確認。

- ①長崎県教育センターホームページのトップページにある「相談する：教育相談」をクリックする。
- ②開いたページの「悩み相談」の中の「メール相談」をクリックする。

【注意事項】

- *メール相談に対する返信は、平日の午前9時から午後5時30分の間に行われる。
- *時間外及び土日・祝日・年末年始に受け付けた相談についてはすぐに返信が不可。
- *緊急を要する場合は、24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）を利用する。

(2) 関係機関

【長崎県教育庁】

特別支援教育課 095-894-3402

児童生徒支援課 095-894-3339

【その他の関係機関】

諫早警察署 0957-22-0110

長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター（長崎児童相談所）

095-844-6166

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター（佐世保児童相談所）

0956-24-5080

少年センター 0957-22-2551

大村市教育委員会社会教育課少年センター

0957-54-6405

長崎県警察本部少年サポートセンター

095-820-0110